

令和6年度治山事業積算基準等分析調査（治山施設長寿命化対策及び新規歩掛の作成等に係る調査）事業仕様書

1 事業名

令和6年度治山事業積算基準等分析調査（治山施設長寿命化対策及び新規歩掛の作成等に係る調査）事業

2 目的

（1）治山施設の長寿命化対策に係る積算要領等の整備

治山施設の管理者により、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保すること並びにトータルコストの縮減を図ることを目的とする個別施設計画がすべて策定されたことを踏まえ、地方自治体等のインフラの適切な維持管理・更新を図り、予防保全型の老朽化対策の推進を目指す「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」を定めている。今後、治山施設の補修、更新、機能強化及び維持管理の対策が計画的に進められることから、これらの対策に必要な設計業務等の積算基準（標準仕様書、歩掛等）を整備する。

（2）治山工事の施工等に係る積算基準等の整備

ア 積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）が整備されていない治山工事におけるのり切り工（機械）、鋼製治山ダム（流木捕捉工）、ロープ掛工、ICT 建設機械による土工・法面工、残存型枠工（軽量鋼製枠複合式）、型枠工（増圧・嵩上）及び木製枠工（ユニット式）について施工実態調査を実施し、新たに積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）を整備する。

イ 治山工事の施工に係る積算基準の整備から一定年数が経過等しているのり切工（人力）、人力法面整形工（切土）、法面工（現場吹付法枠工、モルタル吹付工）、コンクリートブロック積工、運搬工（不整地運搬車運搬、ヘリコプター運搬）、航空実播工、モノレール運搬、かご枠工、鋼製枠工及び丸太残存型枠工（治山ダム、土留・擁壁用）について、施工実態調査を実施し、積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）の見直しを行う。

ウ 積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）が整備されていない治山工事の設計における護岸工設計、グラウンドアンカー工設計、補強土工（ロックボルト）設計について作業実態調査を実施し、新たに積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）を整備する。

エ 治山工事の設計に係る積算基準の整備から一定年数経過等している落石防止工設計及び治山ダム設計（治山ダム透過型）について、作業実態調査を実施し、積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）の見直しを行う。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで

4 業務内容

（1）治山施設の長寿命化対策に関する調査

治山施設の点検結果に基づき実施される治山ダム補修等設計業務について、作業実態を調査するための作業条件、作業員構成、作業量及び作業時間、使用機器の種類及び稼働時間等を記入する調査票の見直し等を必要に応じて行った上でデータを収集し、分析・検討を行い、標準仕様書（案）及び標準歩掛（案）を作成する。

（２）治山工事等に係る積算基準の整備

次のアに掲げる工種及び作業について、イのとおり施工及び作業実態調査を実施し、その調査結果を基に、積算基準（案）を作成する。

ア 積算基準を新たに整備するための調査対象工種

- ① のり切工（機械）
- ② 鋼製治山ダム（流木捕捉工）
- ③ ロープ掛工
- ④ ICT 建設機械による土工（掘削工）
- ⑤ ICT 建設機械による法面工（法面整形工）
- ⑥ 残存型枠工（軽量鋼製枠複合式）
- ⑦ 型枠工（増圧・嵩上）
- ⑧ 木製枠工（ユニット式）

イ 施工に係る積算基準を見直すための調査対象工種

- ⑨ のり切工（人力）
- ⑩ 人力法面整形工（切土）
- ⑪ 法面工（現場吹付法枠工、モルタル吹付工）
- ⑫ コンクリートブロック積工
- ⑬ 運搬工（不整地運搬車運搬、ヘリコプター運搬）
- ⑭ 航空実播工
- ⑮ モノレール運搬
- ⑯ かがり枠工
- ⑰ 鋼製枠工
- ⑱ 丸太残存型枠工（治山ダム、土留・擁壁用）

ウ 設計に係る積算基準を新たに整備するための調査対象業務

- ⑲ 護岸工設計
- ⑳ グランドアンカー工
- ㉑ 補強土工（ロックボルト）

エ 設計に係る積算基準を見直すための調査対象業務

- ㉒ 落石防止工設計
- ㉓ 治山ダム設計（治山ダム透過型）

オ 調査方法

上記ア④⑤、イ⑪⑫⑬⑯、エ㉒については、過年度の調査事業で使用した調査票の見直し等を必要に応じて行った上でデータを収集し、分析及び積算基準（標準仕様

書、標準歩掛等)の検討を行う。

上記ア①②③⑥、イ⑨⑩⑭⑮、ウ⑲、エ⑳については、過年度の調査事業で使用した調査票の見直し等を必要に応じて行った上で、データを収集する。

上記ア⑦⑧、ウ⑳㉑については、施工又は調査実態の分析に必要な施工地又は調査地概要、施工又は調査条件、作業員構成、作業量及び作業時間、使用機械の種類及び稼働時間、諸資材の種類及び使用量等を記入する調査票を作成した上でデータを収集する。

上記イ⑰⑱については、施工又は調査実態の分析に必要な施工地又は調査地概要、施工又は調査条件、作業員構成、作業量及び作業時間、使用機械の種類及び稼働時間、諸資材の種類及び使用量等を記入する調査票を作成した上でデータを収集し、分析及び積算基準(標準仕様書、標準歩掛等)の検討を行う。

調査データ件数確保の観点から、民有林及び国有林の治山事業のほか、森林整備事業等で行われる林道(林業専用道を含む。)等も調査対象に含めることとする。

調査データは、各都道府県及び各森林管理局が行う事業の当該工種又は作業のそれぞれについて、30件以上を目安として収集することとする。

(3) 中間報告

(1)～(2)について、令和6年12月20日(金)までに中間報告を提出することとする。

5 成果品

成果物として4の業務内容について取りまとめた調査報告書(調査結果概要を含む)10部、電磁記録媒体2部を次の場所へ提出すること。

なお、電磁記録媒体(CD-R又はDVD-R)は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルスチェック対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出すること。

林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
(別館7階 ドアNo.別712)

6 前年度の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度以前の調査報告書(写)を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。

7 打合せ

受託者は、業務の実施に当たって、発注者と十分協議の上で実施するものとする。打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- (1) 業務着手段階
- (2) 業務中間段階(3回)
- (3) 報告書とりまとめ段階

8 その他

- (1) 業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。
- (2) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は、受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (3) 受託者は、本事業により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。